

第 1 回鏡石町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (5月8日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
臨時議長紹介と執行部職員紹介.....	5
開会の宣告.....	5
招集者あいさつ.....	5
開議の宣告.....	6
議事日程の報告.....	6
仮議席の指定.....	6
議長の選挙.....	7
議事日程の報告.....	8
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
副議長の選挙.....	9
議席の指定.....	10
常任委員の選任.....	11
議会運営委員の選任.....	12
須賀川地方広域消防組合議会議員の選挙.....	13
須賀川地方保健環境組合議会議員の選挙.....	14
県中地域水道用水供給企業団議会議員の選挙.....	16
報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
報告第 3 号、報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25

報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6
報告第 7 号、報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
報告第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9
報告第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 1 号の上程、説明、採決.....	3 5
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	3 6
閉議の宣告.....	3 7
町長あいさつ.....	3 7
閉会の宣告.....	3 7
署名議員.....	3 9

鏡石町告示第17号

第1回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年5月2日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成19年5月8日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

3 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 議席の指定について
- (4) 常任委員の選任について
- (5) 議会運営委員の選任について
- (6) 須賀川地方広域消防組合議会議員の選挙について
- (7) 須賀川地方保健環境組合議会議員の選挙について
- (8) 県中地域水道用水供給企業団議会議員の選挙について
- (9) 専決処分した事件の承認について(10件)
- (10) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

不応招議員（なし）

平成19年第1回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成19年5月8日(火)午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

追加議事日程(第1号の追加1)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 須賀川地方広域消防組合議会議員選挙

日程第 8 須賀川地方保健環境組合議会議員選挙

日程第 9 県中地域水道用水供給企業団議会議員選挙

日程第10 報告第 1号 専決処分した事件の承認について

日程第11 報告第 2号 専決処分した事件の承認について

日程第12 報告第 3号 専決処分した事件の承認について

日程第13 報告第 4号 専決処分した事件の承認について

日程第14 報告第 5号 専決処分した事件の承認について

日程第15 報告第 6号 専決処分した事件の承認について

日程第16 報告第 7号 専決処分した事件の承認について

日程第17 報告第 8号 専決処分した事件の承認について

日程第18 報告第 9号 専決処分した事件の承認について

日程第19 報告第10号 専決処分した事件の承認について

日程第20 議案第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第21 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総務課長	木 賊 正 男 君	税務参事兼民課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼農務局長	面 川 廣 見 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会計管理者兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君
選挙管理委員会委員長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君
監 査 委 員	中 西 勉 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開会 午前10時00分

臨時議長紹介と執行部職員紹介

議会事務局局長（面川 武君） 皆さん、おはようございます。

事務局長の面川です。

本日の臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっています。

年長の深谷荘一議員を紹介します。深谷荘一議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（深谷荘一君） ただいま紹介されました深谷荘一です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

お諮りいたします。

選挙後の初議会ですので、行政委員、執行部職員の紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時議長（深谷荘一君） 異議がないので、それでは紹介をお願いします。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） 皆さん、おはようございます。

副町長の大河原でございます。よろしくお願い申し上げます。

私の方から本日出席の各行政委員をご紹介申し上げまして、その後、執行側の管理職職員につきましては自席より自己紹介の形で進めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔各行政委員・執行部の紹介〕

臨時議長（深谷荘一君） 行政委員、執行部職員の紹介を以上で終わります。

開会の宣告

臨時議長（深谷荘一君） ただいまから第1回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

招集者あいさつ

臨時議長（深谷荘一君） ここで町長のあいさつを求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

本日ここに第1回鏡石町議会臨時会を招集いたしましたところ、新しく選ばれた議員の皆様をお迎えして、謹んでごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

去る4月17日に告示されました町議会議員一般選挙に当たり、町民の熱い信望と付託により、町政施行以来初めてとなる無投票当選の栄に浴され、本日ここに初議会を開会する運びとなりましたことは、町政発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、改めて祝意を表する次第であります。

行政執行につきまして、私は、町の地域特性と優位性を生かした活力ある町づくりを目指し、町民との対話を基本姿勢として全力を挙げて取り組んでいるところであります。現在、自治体を取り巻く環境はこれまでにない厳しい状況に置かれており、幾多の課題が予想されておりますが、既成概念にとらわれることなく、大胆かつ積極的に課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ温かいご理解とご支援をいただき、町民福祉の向上と町政進展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

幸い郷土愛が深く、決意を新たに意欲のみなざる皆様方をお迎えできましたことは、各般の事業遂行に力強い限りであります。今後さらなるご活躍をご祈念申し上げます次第であります。

なお、本臨時会にご提案申し上げましたのは、報告10件、人事案件1件の合わせて11件であります。慎重にご審議の上、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

開議の宣告

臨時議長（深谷荘一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

臨時議長（深谷荘一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく申し上げます。

仮議席の指定

臨時議長（深谷荘一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

暫時休議します。

休議 午前10時08分

開議 午前10時09分

臨時議長（深谷荘一君） 休議前に引き続いて会議を開きます。

議長の選挙

臨時議長（深谷荘一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（深谷荘一君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に今駒英樹君及び渡辺定己君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（深谷荘一君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（深谷荘一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（深谷荘一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

臨時議長（深谷荘一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（深谷荘一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人に今駒英樹君、渡辺定己君に開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

臨時議長（深谷荘一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票12票、無効投票2票

有効投票のうち、

仲 沼 義 春 君 7 票

木 原 秀 男 君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、仲沼義春君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（深谷荘一君） ただいま議長に当選されました仲沼義春君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

承諾のごあいさつをお願いします。

〔9番 仲沼義春君 登壇〕

9番（仲沼義春君） ただいま皆様に選挙によって選ばれました仲沼義春であります。厳しい時代であります、皆さんと一緒になってすばらしい町づくりをしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。

臨時議長（深谷荘一君） 仲沼義春議長、議長席にお着き願います。

これをもって臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、議席番号1番、2番、3番の各議員を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

副議長の選挙

議長（仲沼義春君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に今駒隆幸君及び根本重郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（仲沼義春君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（仲沼義春君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

今駒隆幸君、根本重郎君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（仲沼義春君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票

有効投票のうち、

深谷 荘 一 君 9票

渡 辺 定 己 君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、深谷荘一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいま副議長に当選されました深谷荘一君が議長におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

承諾のごあいさつをお願いいたします。

〔1番 深谷荘一君 登壇〕

1番（深谷荘一君） ただいま副議長の選挙において、深谷荘一、私が副議長という重責をいただきました。ありがとうございます。議長を補佐し、議会、そして町の発展のため、全力で頑張ってまいります。皆様方との融和の精神を私は忘れないで頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

議席の指定

議長（仲沼義春君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項により、議長において指名いたします。

議席の番号と議員諸君の氏名を事務局長に朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 議席番号。

1番 深谷 荘 一 君 2番 今 駒 英 樹 君 3番 渡 辺 定 己 君

4番 今 駒 隆 幸 君 5番 根 本 重 郎 君 6番 大 河 原 正 雄 君

7番 柳 沼 俊 行 君 8番 今 泉 文 克 君 9番 仲 沼 義 春 君

10番 木 原 秀 男 君 11番 菊 地 栄 助 君 12番 小 貫 良 巳 君

13番 円 谷 寛 君 14番 円 谷 寅三郎 君

以上です。

議長（仲沼義春君） ただいま事務局長朗読のとおり、議席を指定いたします。

ここで議席がえのため、暫時休議いたします。

休議 午前10時37分

開議 午前10時40分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

常任委員の選任

議長（仲沼義春君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お手元にお配りした常任委員会所属希望書を提出いただきます。

暫時休議いたします。

休議 午前10時43分

開議 午前10時50分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

総務文教常任委員に1番、深谷荘一君、2番、今駒英樹君、4番、今駒隆幸君、6番、大河原正雄君、7番、柳沼俊行君、9番、仲沼義春君、11番、菊地栄助君。

産業厚生常任委員に3番、渡辺定己君、5番、根本重郎君、8番、今泉文克君、10番、木原秀男君、12番、小貫良巳君、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長の常任委員の件でございます。

議長においては、その運営上、辞退いたすことが先例でございます。この際、私は総務文教常任委員を辞退したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任は決定いたしました。

ここで常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午前 10 時 52 分

開議 午前 11 時 10 分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

ここで各常任委員会で互選になりました正副委員長をご報告いたします。

総務文教常任委員長 柳沼俊行君 同副委員長 今駒隆幸君

産業厚生常任委員長 根本重郎君 同副委員長 今泉文克君

以上で報告を終わります。

ここで議会運営委員の各常任委員会からの推薦のため、暫時休議します。

休議 午前 11 時 10 分

開議 午前 11 時 18 分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員の選任

議長（仲沼義春君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長において、1 番、深谷荘一君、4 番、今駒隆幸君、5 番、根本重郎君、6 番、大河原正雄君、7 番、柳沼俊行君、8 番、今泉文克君、12 番、小貫良巳君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで議会運営委員会を開催していただき、正副委員長の互選を行い、議長まで報告願います。

暫時休議いたします。

休議 午前 11 時 19 分

開議 午前 11 時 25 分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

ここで議会運営委員会で互選になりました正副委員長をご報告いたします。
議会運営委員長に今泉文克君、同副委員長に大河原正雄君。
以上で報告を終わります。

須賀川地方広域消防組合議会議員の選挙

議長（仲沼義春君） 日程第7、須賀川地方広域消防組合議会議員の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に大河原正雄君及び柳沼俊行君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（仲沼義春君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（仲沼義春君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大河原正雄君、柳沼俊行君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（仲沼義春君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票

有効投票のうち、

深谷 荘 一 君 7票

大河原 正 雄 君 4票

今 駒 英 樹 君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、深谷荘一君が須賀川地方広域消防組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいま須賀川地方広域消防組合議会議員に当選されました深谷荘一君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

承諾のあいさつをお願いいたします。

〔1番 深谷荘一君 登壇〕

1番（深谷荘一君） ただいま須賀川地方広域消防組合議会議員に当選させていただきました深谷であります。広域消防、そして町消防、連携を密にしながら安心・安全の町づくり、そして住みよい鏡石町のために全力で邁進するところであります。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

須賀川地方保健環境組合議会議員の選挙

議長（仲沼義春君） 日程第8、須賀川地方保健環境組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に今泉文克君及び木原秀男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（仲沼義春君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（仲沼義春君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

今泉文克君、木原秀男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（仲沼義春君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票

有効投票のうち、

根 本 重 郎 君 6 票

渡 辺 定 己 君 3 票

今 駒 英 樹 君 3 票

円 谷 寅三郎 君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、根本重郎君が須賀川地方保健環境組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいま須賀川地方保健環境組合議会議員に当選されました根本重郎君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

承諾のあいさつをお願いいたします。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） ただいまの須賀川地方保健環境組合議会議員の選挙におきまして選任をいただきました根本重郎であります。保健環境の重要性を認識しながら、町民のため、あるいは町政進展のために、皆さん方と一緒に頑張っていきたいというふうにも思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

県中地域水道用水供給企業団議会議員の選挙

議長（仲沼義春君） 日程第9、県中地域水道用水供給企業団議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

県中地域水道用水供給企業団議会議員に深谷荘一君、根本重郎君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した深谷荘一君、根本重郎君を県中地域水道用水供給企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました深谷荘一君、根本重郎君が県中地域水道用水供給企業団議会議員に当選されました。

ただいま県中地域水道用水供給企業団議会議員に当選されました深谷荘一君、根本重郎君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

承諾のあいさつをお願いします。

最初に、深谷荘一君。

〔 1 番 深谷 荘一君 登壇 〕

1 番（深谷 荘一君） ただいま県中地域水道用水供給企業団の議員に指名されました深谷であります。水の重要性は、今後我が町にとりましても非常に大きな問題でありますので、今後の水に対する需要供給のバランスの中でよりよい水企業団の議員として務めさせていただきます。よろしくご協力をお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） 次に、根本重郎君。

〔 5 番 根本重郎君 登壇 〕

5 番（根本重郎君） ただいま県中地域水道用水供給企業団議会議員に選任されました根本重郎であります。恒例によりまして産業厚生常任委員長の充て職ということで理解しております。これも、町の水の事業のために一生懸命務めていきたいというふうにも考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） 議事の都合で昼食を挟み、午後 1 時まで休議いたします。

休議 午前 11 時 53 分

開議 午後 1 時 00 分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第 10、報告第 1 号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第 1 号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました専決第 1 号 鏡石町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの町税条例の一部改正につきましては、国の税制改正を受けて行うものでありまして、改正の趣旨につきましては、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の適用期限を 1 年延長するほか、国民の安心・安全な暮らしを実現するため、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税減額措置を創設するなどを内容としたものであります。

なお、改正につきましては、今通常国会において 3 月 23 日可決、3 月 30 日公布されたも

のであります。

それでは、改正条項等について説明を申し上げます。

鏡石町税条例の一部を改正する条例（昭和29年6月18日鏡石町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中につきましては、町民税の納税義務者等を規定するものでありまして、新たに第5項を加えるものであります。これは、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託で、資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定されている資産の流動化を行うことを目的とする行為をすることにより、法人税を課される個人が町内に事務所等を有する場合は、法人税割額を課税する規定であります。

同項第4号中につきましては、文言の整理であります。

第23条第2項中につきましても、文言の整理であります。

第31条第2項中につきましては、今改正で第5号が追加されたことにより条項を整理するものであります。

第95条中につきましては、町たばこ税の税率変更の規定であります。

第131条第5項中につきましては、特別措置保有税の納税義務者に関するものでありますが、条文中、地方税法施行令「第36条2の4」を施行令「第36条の2の3」に改めるものであります。これは、施行令第36条の2の3に規定する不動産取得に伴う課税規定と、施行令第36条の2の2に規定する課税規定が施行令第36条の2の4に規定する不動産取得に伴う納税義務者の規定と同一であるため、条ずれをさせるというものであります。

よって、条項の整理でございます。

附則第10条の2第4項第2号中につきましては、固定資産税の減額の特例を受けようとする新築住宅の範囲の規定であり、次の同条第5項中につきましては、耐震適合住宅の改修に関する規定であります。いずれも政令内容が重複しているため、条項の整理をするものであります。「同条に次の1項を加える」につきましては、第6項として、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を創設するものであります。減額を受けたい者は、記載の第1号から第7号までの関係書類を添付して町へ申告することを規定しているものであります。

「附則第11条の2に次の1項を加える。」につきましては、第11条の3として、鉄軌道用地に対する固定資産税の課税の特例を規定したものであります。これは、鉄軌道用地がその一部において本来の用途とは違う土地の利用形態が生まれているため、従来の固定資産評価基準では対応できない状況にあるため、目的外用途の部分について、平成19年度、20年度の課税に当たっては価格の修正を行うという規定であります。

「附則第16条の2第1項を削り」については、先ほどのたばこ税の本則課税に伴う条項の

整理であります。

附則第17条の2第3項中につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定であります。条項中租税特別措置を第36条の6の特例機関が平成18年12月31日となっているため、条項を整理するものであります。

附則第19条の2第1項中につきましては、昨年の通常国会で整理した証券取引法の一部を改正する法律により証券取引法が消滅し、金融商品取引法に改題されたため、文言の整理をするものであります。

附則第19条の3中につきましては、上場株式等を譲渡した場合の課税等に係る町民税の課税の特例の規定であります。この特例期間を延長する規定であります。

附則第20条の7項中につきましても、いわゆるエンジェル税制での課税の特例機関を延長する規定であります。

附則第20条の4第3項中につきましても、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る町民税の課税の特例の規定であります。特例期間を延長する規定であります。

「附則第20条の4の次に次の1条を加える。」につきましては、租税条約実施特例法第5条の2第1項で規定する保険料について控除する規定を新条例として追加する規定であります。第2項につきましては、控除を受ける場合の申告提出の規定であります。

附則（施行期日）第1条は、施行期日を平成19年4月1日からと規定するものであります。第1号から第3号までは、それぞれ定める日を施行期日とする規定であります。第1号については施行期日を平成20年4月1日とするものであり、第2号については信託法の施行の日とする規定であり、第3号については証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日と規定するものであります。

第2条につきましては、先ほど説明しました新条例第20条の5、第1項の適用の規定であります。

第3条につきましては、附則第16条第11項高齢者等居住改修住宅でございますが、この件につきましては、平成19年度以降の年度分の固定資産税について適用し、それ以前のものとは従前の例によると規定するものであります。

以上、説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願いをいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第1号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第11、報告第2号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第2号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

9ページをお開き願いたいと思います。

本件は、専決第2号といたしまして、平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

このたびの補正は、当該年度予算の最終整理をしたものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,956万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,703万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、16ページからの事項別明細書に基づいてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきましてご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 46ページ、児童福祉費の中の保育料、保護者負担分が70万円減額されて一般財源から入れたということなんですけれども、この内容はどうしてこうなったか伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 7番議員のご質問にお答えを申し上げます。

保育所の方の70万円の保育料の減額であります。年度内のいわゆる退所者が18年については発生したということで、その退所者の保育料で減額しております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 退所者について、いつごろからそういう状態であったか。

また、入所希望者がいたはずですよ。そのときになぜ補充しなかったのか、その点を伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

いつごろということでありましたけれども、夏ごろに2件ほどあったところでありまして、その後、退所者の補充はしております。ただ、ただいま申し上げました主な理由としまして、いわゆる退所者の保育料が多かったということもありますが、ご承知のように、所得税が確定した段階で保育料が動きます。その分についても保育料の減額に含まれておりますので、合わせた形で70万円の減額ということになっております。

議長（仲沼義春君） ほかに質問ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 26、27ページに諸収入があるんですね。説明の29番、駅の切符販

売手数料、三角の49万8,000円となっております、34、35ページの総務費の方で、説明欄の13で委託料、駅切符販売委託料が三角の49万円になっていますね。この辺は、18年度まではこれは委託をしていたのではないかと思うんです。両方が減っていくこの辺の説明を、ちょっとどういう経過なのかをお願いします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にお答えを申し上げます。

27ページの説明欄の29の駅切符販売手数料の49万8,000円につきましては、実績に伴います手数料の減ということで、18年度で340万2,000円ほどの収入になるということで、予算が390万円ほどを見込んでおりました関係から減額をするものでございます。

なお、支出の項目でございますけれども、支出につきましては35ページの説明記載欄でございますとおり、駅切符販売手数料に要する経費ということで49万円、こちらは1,000円の端数を処理しました関係から49万円ということで、本来は歳入歳出が合うものでございますので、決算時期には同額として出てくるものと考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第2号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第3号、報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第12、報告第3号 専決処分した事件の承認についてから日程第13、報告第4号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会議務局長（面川 武君）〔報告第3号、報告第4号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました専決第3号、専決第4号について提案理由の説明を申し上げます。

専決第3号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

このたびの補正の内容につきましては、平成18年度町国保事業の実績によりまして国・県の交付金等が決定したことについて行うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,993万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,676万4,000円とするものであります。

詳細内容につきましては、96ページからの事項明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、109ページ、平成18年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、医療給付費及び医療費支給費が実績より減額となる見込みから、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,085万3,000円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,967万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、112ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2会計につきまして一括ご説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 104ページの予備費について伺っておきます。

大体国保会計の場合に、ちょっと資料を持ってこなかったもので、予備費というのは大体どのぐらいの額が妥当か。普通の会計であるならば、これはちょっと額としては大きい方であるならば、一般財源の方には戻せなかったかどうか。その辺を伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

予備費の適正な額というお尋ねでございますが、適正な額という規定というのは特別ございませんで、多額な医療費が突発的に発生する場合がありますものですから、ある程度の予備費は必要かなという程度ぐらいのお答えしか、申しわけありませんが、できません。

〔発言する者あり〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） あと、一般会計に戻せなかった理由ということでございますが、これは国保会計での剰余金ということで、本来ならば基金に組み入れるためにとっておくというか、予備費としてとっておくという内容でございます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 今言った、その基準がないということですが、通常、要するにここ平年というんですか、平均では大体どのぐらいの額できているか伺っておきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の再質問にお答えいたします。

通常平均というお尋ねでございますが、四、五百万円程度の設定かなと、そんなふうに思います。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼君の再々質問を許します。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） なぜこのようなことが起きるのか、ちょっと疑問な部分もあるんですけども、とりあえず一般会計基金も取り崩し何とか賄っているというような状況ですから、基金の方に戻すためにも、一般会計にやはりこのぐらいの金額、最低4,000万円、そうすると出るわけですから、その辺は移動できなかったものかどうか、その点伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の再々質問にお答えいたします。

この剰余金につきましては国保税でもって集められたお金ということで、この金額については、一般会計に繰り入れるべきものじゃなくて国保会計として運用すべき金でありますのでこのような設定になるということでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第3号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

次に、報告第4号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第14、報告第5号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第5号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） ただいま報告第5号にかかわる専決5号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの工業団地の補正予算（第5号）につきましては、事業の実績確定によりまして歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,931万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 以上、ご説明を申し上げます。ご審議い

ただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第5号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第15、報告第6号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第6号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） ただいま上程されました報告第6号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

129ページになります。

本件の専決第6号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、年度末における事務事業の確定に伴う予算の整理でございまして、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,700万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、132ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第6号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第7号、報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第16、報告第7号 専決処分した事件の承認についてから日程第17、報告第8号 専決処分した事件の承認について2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第7号、報告第8号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま一括上程されました報告第7号並びに報告第8号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

139ページをお開き願いたいと思います。

初めに、専決第7号につきましてご説明いたします。

本件は、平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,834万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、142ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上で専決第7号の説明を終わります。

次に、149ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、専決第8号につきましてご説明いたします。

本件は、平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,387万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、152ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、一括上程されました2会計につきましてご説明を申し上げます。ご審議をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第7号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

次に、報告第8号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第18、報告第9号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第9号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、遠藤栄作君。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました報告第9号 専決処分した事件の承認について、専決第9号 平成18年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の専決の内容につきましては、寄附金収入に伴い、歳入予算の組み替えを行うものがあります。

詳細につきましては、158ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（遠藤栄作君） 以上、ご説明を申し上げました。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいま説明をいただきました育英資金貸付費特別会計の補正予算の寄附の内訳でございますけれども、87万4,000円すべてがボーイスカウトからの寄附なん

ですか。そのほかにはないんですか。その辺をお伺いします。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） 13番議員の質問にご答弁申し上げます。

ただいまの87万4,000円、正式には87万4,074円でありますけれども、これについては、ボーイスカウト1件でございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第9号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第19、報告第10号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔報告第10号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました報告第10号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

162ページをお願いいたします。

本件は、専決第10号といたしまして、平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

このたびの補正につきましては、境西団地内の宅地不同沈下に関する損害賠償請求に対応すべく、弁護士費用としての着手金125万円につきまして専決処分をいたしたものでありまして、歳入歳出予算の総額には増減の変更はございません。

第2条では、163ページの第2表債務負担行為の補正といたしまして、災害賠償請求事件訴訟代理人委任委託料を追加するものでございます。

詳細につきましては164ページをお願いいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいま説明をいただきました一般会計補正予算（第1号）の中身です。着手金の125万円と、さらに債務負担行為の補正ということで入っているわけですが、我々は町の意味決定機関でありながら、この宅地の不均等沈下の状況についてまだ知らされていないんですね。私は、この前の最初の初議会前の懇談会の中でも申し上げましたように、こういう問題を判断していくのにはやっぱり訴状というものを議員に出すべきではないかと。前は、北部工業団地のときにも当時の企画課長は逐一いろいろ報告を出してきたんです。結局あれも裁判は負けたんですけども、この前の境団地についても負けたと。何かこう、町の土地を買ってくれた人と裁判をやって裁判の費用をかけて、しかも最後は負けていると、こういうパターンが続いているわけですね。ですから、こういう行動は私は余り正しくないんじゃないかと思うんです。できれば、この前も最終的には和解で解決をしているわけですから、なるべく裁判の費用なんかというのはかけないでもう少し話し合いをできないのか、そういうふうに私は考えるわけですが、ただこの不均等沈下と一言で言ってしまうだけでも、何センチ、どのように沈んでいるのかということをもう少し我々に説明してもらわないと、我々は、本当に一体町が対応しているのが正しいんだか、地権者が町に対して話をしてきても応じないから裁判をやっているんだかどうか、その辺がちょっとわからないんです。その辺も含めてもう少し丁寧に執行は議会に対して説明する必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺の説明を求めたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にお答えしたいと思います。

本件につきましては、去る5月2日の議員懇談会の席上で資料を配付いたしまして、賠償請求事件の内容については位置図をつけまして説明をさせていただいたところでございます。そちらの状況、それから、ただいまご質問にありました訴状につきましては閲覧にてお願いをしたいというようなことでお願いをしているところでございますので、状況把握についてはそちらの方をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本件につきましては、新聞報道等でも出ておりますけれども、今係争中でございます。4月27日に第1回の口頭弁論が行われまして、新聞報道によりますと、5月25日に第2回ということで届いておりますので、そちら審議経過を見守りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 質問にまともに答えてもらいたいですけれども、不均等沈下をしているというんだけど、じゃ何センチこれは下がったんだかくらいはやはり議会で説明する義務があるんじゃないかと思うんです。どういう状況なんだか、もう1回詳しく説明してください。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にお答えしたいと思います。

本件につきましては、昭和62年3月に土地の売買契約を行ったところでありまして、こちらの資料につきましては5月2日に資料を提出させていただいたところでございます。

土地購入以来、10数年経過した後に住宅の建物が傾斜、傾いてきたというようなことで、施工者自身でもジャッキアップ等を行いながら進めてきたというようなことは聞いておりますけれども、そちらの中で、みずからの中では手に負えないというような状況の中で地質調査等も行いながら進めてきましたところ、今回3月20日に郡山支部の方に訴状が提出されたというようなことでありまして、傾斜の状況につきましては、訴状の中を見ますと数センチというふうなことで聞いておりまして、そちらの中身については今後、土地の形状、それから地質の状況等について調査を重ねながら、原告側とこちらの方の証拠書類の出し合いをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま、境西住宅団地の件について議論されるところですが、ここにつきましては再三にわたって地盤沈下、あるいは訴訟問題等が発生しているということで、その都度、当初は購入者の責任なんていうことも以前にはあったみたいな発言も聞いております。しかしあの一帯は、この方に販売されたのが昭和62年3月ということでありまして、もう20年以上経過していると。しかし、あそこはかなり以前から造成工事をやり住宅団地の売却をしたところでございます。町でやっぱり売却したというふうなことは、かなりの造成についての責任が生じてきたというのかなというふうに思います。

よって、あの一帯が、その危険性がかなり考えられるということになりますと、ただいま訴訟が発生しました件だけじゃなくてその周辺からもこのような意見が出たり、あるいは相談が来るかというふうにも予測されるんじゃないかと思えます。よって、これは町で売却した住宅団地でございますから、それなりの内容について十分な把握をしておく必要があると私は思います。そして、これらの地質の調査の実施、あるいはもしやっていないければ早急にあの一帯の調査をする必要性があって、そして、もっときちんとした裏づけのある町の対応ができるような裏づけをしっかりとつくっておく必要があると思えますが、それらについては町としては考えておられるのか、もし必要性があれば実施する考えをお持ちなのかお尋ねさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にお答えしたいと思います。

8番議員が申し上げられたとおり、町が分譲販売した土地でございますが、町も誠意をもって対応したいというふうに考えてございますが、ご承知のとおり本件につきましては、以前に、平成16年に訴訟事件が1件ございまして、昨年和解をした経過もございます。その経過を踏まえた中では、いわゆる全体的な部分に拡大していってしまうというふうなことは考えてございまして、今回のように逐次であります町の方に相談いただいた中で、このような形で、話し合いの中で協議がつけばいいわけではありますが、どうしても責任の所在がまだ不明確でもございますので、町といたしましても、こういった形で訴状を受け対応をしていかないといわゆる支出の根拠がないというふうなことで、前も答弁差し上げたと思えますけれども、そんな形で今、このような係争事件になっているというふうなことでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

議長（仲沼義春君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 私も、今泉議員の意見の考え方とよく似ているんですけども、ただどうでしょうか。今の質問につけ加えてなんですが、僕はこう思っているんですよ。この町に住んでいて納税している人にはやっぱりしっかりと窓口を確立する必要性はあると思うんです。例えば町に対してすぐ訴えるという行為をやっぱりするのではなくて、じゃ、私の町の家付近は大丈夫でしょうかと、そういうふうな窓口を確立することは僕は大切だと思うんですが、いかがですか。これは、大切なのは、やっぱりこの町の人間は大体皆さん納税している人なんです。それは皆さんに対して、やっぱり信頼している人らも多いと思うんです。だから大切なのは、例えばアメリカ型の訴訟問題というふうには持っていけないで日本人のいいところの話し合いで解決できるということが僕は大切だと思うんです。だから今後、例えばあの付近の方で、まだ自分の家とか下がっていないけれども、そういう人らの心配事をクリアする窓口を私は確立すべきだと思いますが、いかがですか。

議長（仲沼義春君） 副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、ただいま総務課長から何回か細かい説明があったところでありますけれども、20数年も経過をしておりますので、地域全体に対して調査をして一つのものに確認をするというところまではする予定はございません。したがって、個別の対応でまいりたいと思いますし、窓口につきましても現在総務で担当しておりますので、総務の方で引き続き担当したいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

12番（小貫良巳君） 関連ではありますが、私は、今回の事件について、被害者というか、いきなり裁判に訴訟するというようなことはあり得ないと思っているんです。それで、それ以前に町に何らかのお話し合いとか、それがあったと思うんですが、その辺、あったかなかったのか、そして、どんな結果で裁判になったのか説明をお願いしたいと思います。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 12番議員のご質問にお答えしたいと思います。

本件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、62年の土地売買から平成4年に建物

を木造スレートぶきの2階建てを新築いたしました。その後、平成5年6月に木造一部鉄筋コンクリートづくりのかわらぶきの地下1階建ての建物を新築したところでございます。その後、平成12年、7年経過した後に建具のたてつけが悪くなってきたというふうなことで、役場の方に相談にも一部おいでいただきました。その時点ではたてつけと、それから建築の経過の中ではいわゆるくい打ちを行っているというふうなこともございましたし、土地の地質も、地質調査は平成18年に事務所に委託をして調査を依頼したところであるというふうなことを聞いております。その結果も町の方にもいただいたところでありますが、いわゆる建築主の責任の関係もございましたし、それぞれ協議を進めてきたところでありますけれども、そういった中で、今回訴状を受けました原告側から、去年の同事件につきまして近所におけます地盤沈下の和解事件の報道があって、それを受けた形で今回訴状を提出されたというふうに聞いております。そんな関係で町としても、いわゆる建て主の方からは何回か相談は受けた中で状況報告だけ聞いていたというふうなことでありまして、それを補償するとかそういったところまでは至っていなかったというようなことであります。その中での地質の状況等については、建て主の方でお調べいただいて資料の提出をお願いしたいというようなことをお願いしてきた経過がございますが、その経過の中で今回訴状の提出があったというふうなことでございました。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第10号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

議案第1号の上程、説明、採決

議長（仲沼義春君） 日程第20、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることにつ

いての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第1号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 本件については、小貫良巳君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により小貫良巳君の退席を求めます。

〔12番 小貫良巳君 退席〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

小貫良巳氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏は、議員5期目を迎えまして、これまで議長を初め数々の要職を務められるなど、人格、識見ともにごすぐれ、さらに前職においても監査委員を務められており、町の行政にも精通されていることから、監査委員として適任者と考えますので、選任されたくご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑・討論を省略して、直ちに採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（仲沼義春君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

ここで小貫良巳君の除斥を解きます。

〔12番 小貫良巳君 復席〕

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第21、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によってお手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで閉会に当たり招集者からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、全議案承認同意賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

初議会に当たり、先ほど議会の構成が行われ、仲沼義春議長、深谷荘一副議長を初め、各常任委員会及び議会運営委員会の常任委員長並びに副委員長、そして組合議員、監査委員の皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、何とぞご自愛の上、町政発展にご尽瘁賜りますことを心から念願し、あわせて鏡石町議会の発展と議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第1回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時48分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年 5月 8日

議 長 仲 沼 義 春

臨 時 議 長 深 谷 莊 一

署 名 議 員 深 谷 莊 一

署 名 議 員 今 駒 英 樹

署 名 議 員 渡 辺 定 己

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
報告第 1号 専決処分した事件の承認について.....	3
報告第 2号 専決処分した事件の承認について.....	7
報告第 3号 専決処分した事件の承認について.....	13
報告第 4号 専決処分した事件の承認について.....	17
報告第 5号 専決処分した事件の承認について.....	20
報告第 6号 専決処分した事件の承認について.....	23
報告第 7号 専決処分した事件の承認について.....	26
報告第 8号 専決処分した事件の承認について.....	29
報告第 9号 専決処分した事件の承認について.....	32
報告第 10号 専決処分した事件の承認について.....	34
議案第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて.....	37

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
日程 第2号	議長の選挙	19.5.8	当選
日程 第3号	副議長の選挙	19.5.8	当選
日程 第4号	議席の決定	19.5.8	
日程 第5号	常任委員の選任	19.5.8	
日程 第6号	議会運営委員の選任	19.5.8	
日程 第7号	須賀川地方広域消防組合議会議員の選挙	19.5.8	当選
日程 第8号	須賀川地方保健環境組合議会議員の選挙	19.5.8	当選
日程 第9号	県中地域水道用水供給企業団議会議員の選挙	19.5.8	当選
報告 第1号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第2号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第3号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第4号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第5号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第6号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第7号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第8号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第9号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
報告 第10号	専決処分した事件の承認について	19.5.8	承認
議案 第1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	19.5.8	同意